

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月にA病院に雇用され、理学療法士として勤務していたところ、同年〇月〇日に自宅の自室で死亡しているのが発見され、監察医により「急性心機能不全」と検案されたことから、請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇円として遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分（以下「初回処分」という。）をした。

請求人は、初回処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、監督署長は審査請求の審理中に給付基礎日額を〇円に変更し、遺族補償給付及び葬祭料を追加支給する旨の処分（以下「第2回処分」という。）をしたので、請求人は審査請求を取り下げた。しかし、請求人は、第2回処分の給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで同処分を取り消す旨の決定をしたので、監督署長は、給付基礎日額を〇円に変更し、遺族補償給付及び葬祭料を追加支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、本件処分の給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで棄却したので、請求人は、更にこの決定を不

服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求代理人は、被災者は平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの45日間に関しても、少なくとも、同年〇月〇日以降と同程度の午後9時まで時間外労働をしていた旨主張しているので、以下、検討する。

被災者と同期入社 of 理学療法士Gは、要旨、「〇月以降、たびたび遅くなることもあった。19時から20時頃に帰宅することが、〇月に6回、〇月に10回だった。被災者とは同じ先輩に指導を受けており、被災者についても同じような勤務だったと思う。」〇と申述していることが認められる。

一方、監督署長は、被災者の終業時刻が19時以降となった回数について、〇月〇日から〇月〇日までの間に6回、〇月に17回と認定していることが認められることから、理学療法士Gの当該申述に照らして、監督署長の時間外労働時間数の認定が過小であるとは認められない。

当審査会としては、被災者の手帳を含め、関係資料を再度精査したが、請求代理人の当該主張を根拠付ける資料は見出せなかった。

3 以上のとおりであるから、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるものとは認められず、したがって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。